

**令和4年度**

**第21期第11回内水面漁場管理委員会  
議事録**

**令和4年6月3日  
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和4年6月3日(金) 午前10時から10時45分まで

場所 三重県内水面漁場管理委員会委員室

#### 議題

- 1 議案1 コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について
- 2 協議事項1 第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について
  
- 3 その他 (1) 令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について  
(2) 次回の委員会日程等について

#### 出席委員

浅尾和司 大瀬公司 垣外昇 中本恵二 笠見和彦  
井上亜貴 加治佐隆光 三輪理 河村功一 金岩稔  
(※ 斜体字：Web出席)

#### 欠席委員

なし

#### 事務局

事務局長 林 茂 幸  
主幹 増田 健  
主査 葛西 学  
(※ 斜体字：Web出席)

#### 行政

(三重県農林水産部水産振興課)  
(養殖振興班)  
主任 矢野 央 樹

#### 傍聴者

なし

計14名

○浅尾会長

それではただ今から第 21 期第 11 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。本日は委員総数 10 名中、欠席委員は 0 名、出席委員が Web 参加を含めて 10 名ですので、委員会は成立しております。委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として笠見委員、金岩委員にお願いします。

それでは議案 1 「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 1 をご用意ください。

委員会指示につきましては、昨年 5 月の第 4 回委員会において説明させていただいておりますが、1－7 ページに「委員会指示とは」、1－10 ページと 1－11 ページに漁業法の抜粋を参考に添付しておりますので、またご確認ください。

今回は、漁業法第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示を発動することについてご審議をお願いするものです。

コイヘルペスウイルス病とは、マゴイとニシキゴイだけに発生する病気で、コイ以外の魚や人には感染しません。現在、本病に有効な治療法はなく死亡率が高い病気です。三重県内の天然水域では、平成 16 年 5 月以降確認されています。

1－3 ページをご覧ください。これは今から 20 年近く前になりますが平成 15 年 11 月に出された水産庁の通知です。三重県内水面漁場管理委員会では、この通知に基づきコイヘルペスウイルス病のまん延防止の一環として、平成 16 年度から継続して委員会指示を発動し、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面、すなわち県内の河川等において、コイの持ち出し、放流等について制限しています。

発生状況について報告します。1－4 ページが農林水産省のホームページから引用した全国の発生状況です。令和 3 年は長野県と埼玉県で 1 件ずつ、6 月と 7 月に合計 2 件発生しています。

三重県内では、近年は令和元年 10 月に四日市市楠町地内の市が管理する水路において確認されて以降、令和 2 年と令和 3 年の発生はありませんでした。しかし、1－5 ページと 1－6 ページのとおり、本年 5 月に津市と亀山市で相次いでコイヘルペスウイルス病の発生が確認されたところです。

三重県内では過去にも何件か散発的に発生する年もあり、今年の発生状況等を踏まえ、まん延防止のため、委員会指示が引き続き必要ではないかと考えられます。

1－2 ページをご覧ください。こちらは現在発動中の委員会指示の内容です。昨年 5 月の委員会にて委員会指示の更新について可決していただき、令和 4 年 7 月 8 日までの委員会指示を発動しています。

指示の内容は、(1)持ち出しの制限、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（ただし、奈良県知事及び和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面(名張川及び熊野川の一部)を除く。)から持ち出したコイを、他の水域へ放流してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限り

ではない。

(2) 放流等の制限、ア県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。(ア)コイヘルペスウイルスが確認された水域由来でないこと。(イ)コイヘルペスウイルスが確認された水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。(ウ)PCR(ポリメラーゼ連鎖反応)検査で陰性が確認されたコイ群であること。イ生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。という内容になっています。

1-1 ページが今年度の委員会指示案です。現在発動されている指示からの変更は、アンダーラインのある部分です。告示番号は第2号、告示日は令和4年6月24日を予定しており、「指示の期間」は、令和4年7月9日から令和5年7月8日までとしています。それ以外の変更はありません。

参考に昨年度の委員会指示の周知状況を申し上げます。内水面漁協、生産組合、県の関係機関、県内JA、市町その他、県内の教育機関、釣り具店やペットショップ等に対して、コイヘルペスウイルス病に関するリーフレット等の配布を行いました。1-8ページと1-9ページがその際配布したリーフレットです。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

水産振興課から補足の説明があればお願いします。

○水産振興課(矢野主任)

特にございませぬ

○浅尾会長

それでは、ただいま説明のありました議案1についてご審議をお願いします。何かご意見はございませんか。

○金岩委員

今年の3月に伊勢市内で住民有志がコイを200匹放流したというテレビ放送があったと思うんですけど、その時はこのコイヘルペスウイルス病というのは、話題に何の問題にもならなかったのですが、宮川の支流に放したとのことですが、委員会として事実として把握されているんでしょうか。

○浅尾会長

このこと事務局は把握されていますか。

○事務局(葛西主査)

委員会として事実は把握していないと認識しています。

○金岩委員

これ把握されてないと、こういう委員会指示って要はこういった放流が行われたら違反者に指示に従うよう、命令出すように知事にこちらから反応するものなんじゃないんですか。裏付け命令を出すとかそういう話だと思うんですけど。そういうことがなされていないだと、委員会指示として出してる意味がよくわからないんですけど。毎年出してるんですよね、これ。

○浅尾会長

詳しい経過を知っていたら教えてください。

○金岩委員

僕も報道で知っただけで直接知ってる訳ではないんですけど、伊勢市内の瀬田川、宮川の支流ですよね。そこに2022年3月13日にコイの稚魚約200匹を放流したと報道されてるんです。

○浅尾会長

それは住民がですか。

○金岩委員

そうですね、住民グループが。

宮川の支流でもありますから、結構これ重要な問題だと思うんですけど、どういったことをなされたのかと。もし出してないんだったらこれきちんと対応して出さないとこの委員会指示を出し続けている意味がないんじゃないですかと思います。伊勢市はおそらく把握してるはずです。

○浅尾会長

伊勢市もそのイベントに加わっている訳ですかね。

○金岩委員

伊勢市の環境課とかに。画面共有いいですかね。共有許可されてますか。

○事務局（増田主幹）

どうぞ、共有してください。

○浅尾会長

フェイスブックに載っていますね。

○金岩委員

これなんですが。（画面共有）

○浅尾会長  
一緒ですね。

○金岩委員  
事実としてはここですかね。報道ですから僕としては確認してないですけどね。

○浅尾会長  
わかりました。

○金岩委員  
調査してこういうのを一個ずつきちんと対応していかないと、委員会指示を出してる意味がないのかなと思います。

○浅尾会長  
そうですね、その通りだと思いますので調査していただくということでよろしいでしょうか。

○事務局（葛西主査）  
情報ありがとうございます。県庁水産振興課とも情報を共有して、今後の対応等を検討させていただきます。

○金岩委員  
そうですね。かつ各市町にこういう情報が入った時に県に吸い上げる仕組みを作っておかないと、結局指示だけ出しててもこういう事実があるかどうかというところも知るための情報収集方法っていうのが欠けてるんだと思うんですよね。県の担当者がずっとニュースを見続けるというのは不可能ですので、少なくとも各市町の環境課とかそういうところが、こういうことがあったら県まで報告しなさいという指示を、この委員会指示とともに出すなど仕組みを作っていたらいいかな、と思います。

○浅尾会長  
わかりました。それも含めて検討していただけますか。

○事務局（林事務局長）  
ご意見ありがとうございました。伊勢市につきましては、把握しておりませんでした。ただ、事前にご相談をいただける市町などもたくさんございます。「地域住民の方がこのようにところで放流を考えているんだけど、どうでしょうか。」というのは毎年何件かお問い合わせをいただいているところです。ただし、現実としてこのような事案があるということは、すべての市町に情報が行き届いていないということですので、改めて周知徹底をしていきたいと思っています。

○浅尾会長

よろしく申し上げます。

○金岩委員

あともうひとつ補足ですけど、この団体たぶん今年だけ放流しているわけではなく、今までずっと放流してたようなんです。なので少なくとも今年度放流をとめるような何か働きはした方がいいと思います。

○浅尾会長

わかりました。調査していただいて、そういうことであれば指示を徹底したいと思いません。金岩委員、漁協は関係ないんですね。

○金岩委員

漁協ではないと思います。

○浅尾会長

わかりました。

他にご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅尾会長

ないようでしたら、議案1につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案1「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について」は、原案どおり可決し告示いたします。

それでは続きまして、協議事項1「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」を協議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（林事務局長）

資料2をご覧ください。

昨年度目標増殖量の取扱方針の協議を進めていただき、「あゆ」についての目標増殖量算定方法の増殖調整係数の見直しを決定していただきました。

2-1ページから2-6ページが1月の委員会で改正されました最新の取扱方針です。見直しをいただいた増殖調整係数が2-3ページです。増殖調整係数の見直しに伴い、多

くの漁協において令和4年度目標増殖量の低減が図られました。具体的には、2-7ページをご覧ください。この表は令和4年度のあゆ目標増殖量を算定するため、1月の委員会で使用した資料と同じ表です。表の上段にAからOまでアルファベットを記していますが、I列が令和3年度の増殖調整係数、J列が令和4年度に適用した係数です。多くの漁協で令和4年度に適用される係数が小さくなりました。その結果、あゆの目標増殖量はM列の令和3年度に対し、令和4年度はN列の数量となりました。

2-3ページをご覧ください。昨年度、「あゆ」についての目標増殖量算定方法の協議を進めるなかで、増殖調整係数の見直しには時間もかかるため、2-3ページに記載がある増殖調整係数を決定する際に使用する「Aの値」を算出するためのあゆの増殖費用について、検討することもひとつではとの協議もいただいています。具体的には、あゆの増殖費用としては、放流に要する種苗費や輸送費、人件費を主なものとしていますが、注釈に「あゆの増殖費用には、種苗放流以外の増殖行為に係る経費も含む。」と記載されていることから増殖行為に係る具体的経費の提示について、検討してはどうかともことでした。

ただ、昨年度の協議で最終的には増殖調整係数が大きく見直されたこともあり、令和4年度目標増殖量を決定する際、事前に各漁協に方針等についても意見照会を行っていますが、これ以上の方針見直しを求める意見はありませんでした。

また、2-7ページのC列の値が12.5%未満の漁協は、すでに増殖調整係数が一番小さい0.05未満の漁協となっており、これ以上あゆの増殖費用について考慮しても目標増殖量は下がりにません。

このため、引き続き種苗放流以外の増殖行為に係る経費の内訳等について検討を進めるべきか否かについて、本日はご協議いただければと思います。

事務局からは以上です。

#### ○浅尾会長

ただいま説明のありましたことについて、ご意見を伺いたいと思います。

#### ○金岩委員

放流費用の部分の検討もそうなんですけども、いくつかの漁協から出ている意見としては、漁協の経営改善のためにすごく頑張って遊漁料や遊漁者数を増やそうとしている。県の目標としても遊漁者数を10年間で10%増やすという目標があると思うんですけど、そういうのに従って遊漁者を増やす努力をすればするほど、結局増殖義務が増えていくというこの仕組み自体を再検討しなければいけないのではないかな。そういう意見があるような気がしています。つまり、増殖義務の部分がもっと遊漁料が増えたりとか、そういう部分に直結するような形が今あって、このコンセプトもどうしてこうなってるのかという部分も以前にお話しいただいたので理解はしてるんですけど、一方で経営改善に取り組んでいこうとすればするほど増殖義務が増えていくのが不満であるというのも理解できるんですよ。なので検討していくべきことを一個一個していくべきなのか、それとも大幅な変更をすべきなのか。僕もじゃあどうしたらいいといったアイデアを持ってるわけではないんですけど、少なくとも経営改善をすごくがんばってる漁協には、県の増殖義務というのは、ある意味県からのおおきなアクションのひとつであると思うわけですから、頑張れば



頑張るほどやりやすくなる方向に持っていけたらと思います。すいません。単なる感想みたいなものです。

○浅尾会長

他にご意見ございませんか。他の方どうでしょう。

金岩委員、今言われましたこと、今の協議事項に関してはどうでしょう。当面はこの現状のままで行くということでもいいのかどうか。またそうじゃなくて、この放流費用の協議をしていくことですか。

○金岩委員

基本的な方針として、放流費用のところにも今の直接種苗放流に関わる以外のものを入れていくという方針はいい方向だと思います。現状の値に変化がないという理由でそれをとめる理由にはならないのかなと思いますので、将来的にはそういったものが影響してくる可能性はあると思いますから、今の基本的な目標増殖量を定めるルールの下であるならば、やはりあゆの放流費用のところには、そういったことと関連するような間接的な増殖義務の設定に関わった費用も入れて行っていいと思います。なので、議論なり決断なりをここでしてもいいんじゃないかと思います。

○浅尾会長

他の方ご意見ございませんでしょうか。

私の意見ですが、この放流費用以外の費用を加えてもいいのではないかという議論は、昨年からしていただいていたのですが、これは漁協の経営が苦しくなっている状態のなかで、負担を少しでも軽減しようとする大きな目的のなかで議論してきたわけですが、昨年度はそういう意味で増殖係数を大きく見直しました。そういうことで、結果的に当初の目的である漁協の負担を少しでも軽減することは、今のところ達成できたのではないかなと思います。目標増殖量を軽減することができたので、当面はこの現状のままでいいのではと思います。また状況が変わってきたら、いろんな漁協の意見とかそういうものがありましたら、協議していけばいいのではないかと思います。当面はこの現状でしょうか。

大瀬委員どうですか。

○大瀬委員

会長に賛成です。

○金岩委員

僕がひとつ恐れていることは、抜本的な改革がやはり必要であろうという意識と、その検討がこれでまたしばらく停滞してしまうことを恐れています。なので、抜本的改革が必要であるという共通見解のもと、事務局から出すべきなのか、例えば僕自身も検討していくんですがたたき台のようなものを考えるべく問題の洗い出し、つまり現状どのような問題があってどういうことを解消してほしいのかってことを、各漁協に聴き取りなどをやっていくべきものかなと思います。

つまり、個々という部分では現状このままでやっていくことには賛同するんですけど、一方で、このルールに対して不満が全くないわけではないです。その不満はこの値をちょっとくらいいいじったからといって、解消する問題ではないと認識していて、そこを考えていかななくてはと思います。その考えるための下地であったりとか、話題の提供であったりだとかそういったものをこの委員会で続けていっていただきたいと考えています。

#### ○浅尾会長

ありがとうございます。抜本的改革とかそういう議論をしていくことは必要なことだと思っています。今後漁協の意見等をよく聞きながら、また金岩委員にも教えていただきながら、改革すべきところはしていきたいと思っています。そういうことでよろしいでしょうか。

事務局でも、いろんな方法が選べる、選択肢があるというところもまた研究していただきたいと思っています。

それでは、他にご意見がなさそうですので、協議事項1「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」は、当面は現状のままでいくとさせていただきたいと思えます。

続きまして、その他事項1「令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について」事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（葛西主査）

資料3をご覧ください。3-1ページが令和4年4月7日付けでありました、全国内水面漁場管理委員会連合会会長からの令和4年度通常総会の開催案内です。日時は令和4年5月27日（金）13時から、場所は東京都、WEBによる参加も可能ということでした。そのため、当初、浅尾会長にこの委員会室からWEBにより参加していただくよう申し込みしていました。しかしながら、3-2ページのとおり、5月13日付で開催方法の変更について通知があり、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、当初予定していた開催は困難と判断され、書面開催となりました。後日資料が送付されるとのことですので、送付がありましたら、会長に採決をお願いする予定です。説明は以上です。

#### ○浅尾会長

ありがとうございます。ただいま説明のありましたことについて、なにかご意見等はございませんか。

ないようですので、その他事項2「次回の委員会の日程等について」事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（葛西主査）

##### 次回委員会

7月下旬から8月上旬（今後調整） 場所、内水面漁場管理委員会委員室  
議題（案）

- ・令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について

○浅尾会長

ありがとうございます。他に何かございませんか。

○金岩委員

今、漁業権の切替え作業等が行われていると思うんですけど、委員会で検討していただきたいことがあります。あゆの産卵期のゴロ引きについてです。これについて、いままで許可が与えられていたと思うんですが、時代的な背景もありますし産卵親魚の保護、または漁業法における資源管理型の漁業管理の点で考えましても親を大量に捕獲する可能性のあるゴロ引きは漁業権の設定のなかでも考えるべきではないかと思います。特に現在親魚の産卵場所では禁漁場所になっていると言っている漁協が結構あるんですが、産卵場所の調査がかなり古いもので、現状の産卵場所とは全然合致していない。ゴロ引きは親魚が産卵している場所にもろにあたっていて、そこでもりもり獲っていく形が現状になっているところもあります。なので、提言としては2つあるんですが、まず親魚を守るための禁漁区を設置しているという漁協の禁漁区の妥当性をきちんと把握していただきたいのが希望のひとつです。更にもし可能であれば、漁業権切替えの時にゴロ引きは禁止にしたいと思います。そこまでのことができるのかは、法律とか条例とかの解釈部分があると思いますが、生態学とか個体の動態的な意味で言うと、やっぱりゴロ引きはもう時代にあわない漁業になってきていて、親魚保護の観点からもやるべきではないと感じています。今後の検討課題のなかであげていただけたらと思います。

○浅尾会長

ありがとうございます。検討課題ということで事務局にもいろいろ調べていただきたいと思います。

○加治佐委員

漁業権のことで先日榎田川漁協の話をつう機会があった時に香肌峡の組合がなくなって、県からその香肌峡の管理をしてもらえないかといった意見が出まして、私はそれは無理だと返事をしてしまったのですが、県が組合活動の代わりにすることはできないと思うんですけども、例えば、香肌峡のところで釣りがしたい人にもう入漁券はいりませんよという形になるのではなく、資料2-7ページの放流実績を見ますと、榎田川河川漁協や榎田川上流漁協では目標増殖量の2倍から3倍も余裕をもって放流されているので、その香肌峡の管理されていたところまで、今後、範囲を広げていただく可能性を伺っていただくことはできないのでしょうか。

○浅尾会長

関連する漁協は、榎田川上流ですか。

○加治佐委員

そうです。例えば、範囲を拡大する漁協の方々の負担が増えずにむしろ収入が増えるよ

うな形になるようであれば、それは当事者からすると躊躇するような話ではないかもしれませんが、今日の話のように組合活動を存続発展させていくことは河川の為にもなることだと思いますので、可能であればそういう検討も探っていただければと思います。

○浅尾会長

おっしゃることは存じておりますが、県からそれを働きかけるというのは、どうなんでしょう。

○加治佐委員

法令とか条例的に隣接する漁協にそういう話を伺うというような可能性はどうなんでしょう。

○金岩委員

県の漁協の指導課であれば、そういったこともできるのではないのでしょうか。条例とかそういった話ではなく、県から指導は十分できると思います。私もその案には賛成です。ただ、香肌峡の面積は広いです。少なくとも目標増殖量がすごく多かったですよね。なので、香肌峡の目標増殖量をそのまま引き継ぐと、この2漁協の現状の放流量では足りなくなると予想されます。なのでその辺りを以前にもお話したんですけど、例えば10年間のスライド的にだんだん目標増殖量が増えていくような形になるような打開策などを検討していただけたらいいなと思っています。そういったことができるのであれば、ご検討いただけたらと思います。

○浅尾会長

指導課に聞いていただくことはできますか。

○事務局（葛西主査）

本日は漁業権を担当しております水産資源管理課の職員は、業務の都合により委員会に出席しておりません。先日までの各漁協へのヒアリングに私も同席させていただいていましたが、そのような意見も出ておりました。水産資源管理課も大きな課題として認識はしているようですので、委員会においてそのような意見が出たということを、改めて水産資源管理課にも伝えさせていただきます。

○浅尾会長

ありがとうございます。

以上で本日の議案、審議は終了しました。

これをもちまして委員会を閉会いたします。